

## 京都府戦略的地震防災対策推進プランの見直し(素案)

B: 充実一覧

A: 新規 B: 充実 C: 継続 D: 定着 E: 完了 F: 終了

新番号	次期プラン(案)	分類	現行番号	現行プラン	担当部局等
1	地震等に強い京都のまちづくりを進める				
1-1	地域と連携したまちづくりを進める				
1-1-1	危険地域の指定等を進める				
1	○土砂災害警戒区域等の区域指定の完了を目指す ・調査済み箇所の指定完了 ・追加・再調査箇所の指定推進	B	1	○土砂災害警戒区域等の区域指定の完了を目指す	●建設交通部
1-1-2	ハザード情報の一元化を進める				
3	○災害危険(マルチハザード)情報の整備・公表を行う ・災害危険(マルチハザード)情報を随時更新する	B	4	○災害危険(マルチハザード)情報の整備・公表を行う ・各種ハザード情報を重ね合わせて表示させる機能を付加する	●危機管理部、政策企画部
1-1-3	地域で連携してハザード情報を共有し、防災対策に取り組む				
4	○市町村単位で国、府、市町村、地域住民で組織する特定地域防災協議会を設置し、大規模な被害が想定される地域における防災対策を行う。 ・設置を求める市町村での協議会を設置する ・全市町村で災害危険(マルチハザード)情報を周知する ・協議会で事業計画を作成する	B	5	○市町村単位で国、府、市町村等で組織する協議会組織を設置し、大規模な被害が想定される地域における防災対策を行う。 ・設置を求める市町村での協議会組織の設置 ・全市町村で災害危険(マルチハザード)情報を周知する ・作成を求める市町村での地域ごとの防災計画の作成	市町村、●危機管理部
1-1-4	火災発生防止対策を進める				
8	○感震ブレーカーの設置、災害発生時の火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための準備や行動について啓発を図る	B	9	○災害発生時の火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動について啓発を図る	●危機管理部
1-2	重要構造物の耐震化を進める				
1-2-1	防災拠点施設の耐震化を進める				
10	○府の防災拠点施設(庁舎、警察署、避難所等)の耐震化を計画的に進める <平成31年度までに防災拠点全体で耐震化率100%を目指す>	B	11	○府の防災拠点施設(庁舎、警察署、避難所等)の耐震化を計画的に進める <平成31年度までに防災拠点全体で耐震化率95%を目指す>	●危機管理部、総務部、施設所管部局
11	○市町村防災拠点施設の耐震化を計画的に進める <平成31年度までに防災拠点全体で耐震化率100%を目指す>	B	12	○市町村防災拠点施設の耐震化を計画的に進める <平成31年度までに防災拠点全体で耐震化率95%を目指す>	●危機管理部、市町村、消防組合
12	○警察本部、警察署の耐震化を図る <令和6年度までに90%を目指す>	B	13	○警察本部、警察署の耐震化を図る <平成31年度までに85%を目指す>	●警察
1-2-2	学校施設の耐震化を進める				
20	○公立学校のつり天井対策を進めるとともに、その他の非構造部材等においても耐震化を促進する <公立小・中学校のつり天井対策の完了を目指す> ・長寿命化計画の推進にあわせ非構造部材の耐震化を進める ・公立学校のブロック塀対策を進める ※公立幼稚園・高等学校については完了	B	21	○公立学校のつり天井対策を進めるとともに、その他の非構造部材等においても耐震化を促進する <平成28年4月までに公立幼稚園、小・中・高等学校のつり天井対策の完了を目指す>	●教育庁、市町村
1-2-3	医療・福祉施設の耐震化を進める				
21	○府内医療機関についての耐震診断、耐震改修を進める ・国の助成制度、税制優遇措置を周知し、各医療機関の耐震化を促進 →京都府医療施設耐震化特例基金を活用し、医療機関の耐震化整備を促進(H22~H27年度)	B	23	○府内医療機関についての耐震診断、耐震改修を進める ・国の助成制度、税制優遇措置を周知し、各医療機関の耐震化を促進 ・京都府医療施設耐震化特例基金を活用し、医療機関の耐震化整備を促進(H22~H27年度)	●健康福祉部、施設管理者(市町村、独立行政法人、医療法人等)
22	○社会福祉施設の耐震診断、耐震改修を進める <社会福祉施設の耐震化率95.2%を目指す> ・公立及び私立の社会福祉施設の耐震化を促進 →民間保育所の耐震化促進 ・研修、法人指導監督等の様々な機会を捉え、施設の耐震化等の推進を指導	B	24	○社会福祉施設の耐震診断、耐震改修を進める <社会福祉施設の耐震化率94.5%を目指す> ・公立及び私立の社会福祉施設の耐震化を促進 ・民間保育所の耐震化促進 ・研修、法人指導監督等の様々な機会を捉え、施設の耐震化等の推進を指導	●健康福祉部、●危機管理部、施設管理者(市町村、各法人等)

新番号	次期プラン(案)	分類	現行番号	現行プラン	担当部局等
1-2-4	<b>多数の人が集まる建物の耐震化を進める</b>				
23	○京都府及び市町村において、次期建築物耐震改修促進計画の見直しをする ＜令和2年度に府計画の中間見直しを実施する＞ ・市町村に計画の見直しを働きかける	B	26	○京都府及び市町村において、次期建築物耐震改修促進計画を策定する	●建設交通部、市町村
28	○閉じ込め・挟まれ防止の安全装置の設置義務付け等エレベーターの安全に係る技術基準について指導・啓発する ・業界団体及びエレベーター所有者・管理者等に対する労働局と連携した指導・啓発の実施	B	31	○安全装置の設置義務付け等エレベーターの安全に係る技術基準について業界団体等への指導・啓発する	●建設交通部
1-2-5	<b>二次災害を発生させる建物の耐震化を進める</b>				
29	○危険物等を取扱う施設の安全指導、立ち入り検査等を行い施設の安全対策を進める →府高圧ガス容器保安対策指針活用マニュアルに施設の耐震化等を明記 ・高圧ガス施設等の立ち入り検査等により、保安指導を行う ・一定以上の規模の高圧ガス施設を設置又は変更する場合に、必要に応じて耐震性能を担保するよう求める ・大規模な地震に係る危害予防について、高圧ガス事業者に規程の策定を求める ・業界等を通じ研修会等を実施する	B	32	○危険物等を取扱う施設の安全指導、立ち入り検査等を行い施設の安全対策を進める ・府高圧ガス容器保安対策指針活用マニュアルに施設の耐震化等を明記 ・業界等を通じ研修会等の実施	●危機管理部
1-2-7	<b>安心・安全に係る社会資本を適正に維持・更新する</b>				
32	○公共施設等総合管理計画を策定する ＜令和2年度までに16類型毎に個別施設計画を作成する＞	B	38	○公共施設等総合管理計画を策定する ・計画の策定にあたっては、耐震性の維持・向上に配慮	●総務部、教育庁
1-3	<b>地震・津波に強い基盤整備を進める</b>				
1-3-1	<b>道路、河川等の整備・耐震化を進める</b>				
33	○府管理の緊急輸送道路の改良整備を進める ＜緊急輸送道路ネットワーク計画を更新する＞ ＜緊急輸送道路改良率90%を目指す＞	B	39	○府管理の緊急輸送道路の改良整備を進める ・新たに開通した高速道路等を踏まえた緊急輸送ネットワーク計画の更新を図る	●建設交通部
34	○府管理の緊急輸送道路の道路橋の耐震改修を進める ・被災後も速やかな通行が可能な耐震対策を進める ＜令和6年度までに19/27橋の完了を目指す＞	B	40	○府管理の緊急輸送道路の道路橋の耐震改修を進める ＜平成27年度までに全道路橋の耐震改修を完了させる＞	●建設交通部
35	○国管理の緊急輸送道路に架かる橋梁について、被災後も速やかな通行を確保できるよう、耐震化対策を進める	B	41	○国管理の緊急輸送道路の道路橋の耐震性能を維持する	●近畿地方整備局
36	○府管理の緊急輸送道路における法面防災対策を進める ＜五箇年で緊急輸送道路の法面総点検要対策箇所16箇所の工事完了を目指す（令和6年度までに135/152箇所）＞ →第二次緊急輸送道路の法面防災対策を進める（第一次緊急輸送道路は完了済み）	B	42	○府管理の緊急輸送道路における法面防災対策を進める ＜五箇年で法面総点検要対策箇所19箇所の工事完了を目指す＞ ・第二次緊急輸送道路の法面防災対策を進める（第一次緊急輸送道路は完了済み）	●建設交通部
37	○京都縦貫自動車道の4車線化を進める ＜園部IC～丹波IC間 4車線化事業着手＞	B	43	○京都縦貫自動車道を全線整備する	●建設交通部
39	○耐震改修促進計画により指定した緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進する ・建物所有者への指導監督を実施する ・耐震診断結果を公表する ・京都府緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業の活用を促進する	B	44 33	○府建築物耐震改修促進計画等により、緊急輸送道路等を指定し沿道建築物の耐震化を進める ○耐震改修促進法に基づき、特定建築物所有者に対し、指導監督を行い、施設の耐震化を進める	●建設交通部、市町村
41	○孤立集落の発生を防止するための防災対策を進める ＜五箇年で孤立集落を発生させるおそれのある法面総点検要対策箇所5箇所の工事完了を目指す＞ ＜令和2年度までに集落まで迂回路がない道路に架かる道路橋6橋について耐震対策の完了を目指す＞	B	45	○孤立集落の発生を防止するための防災対策を進める ＜五箇年で異常気象時通行規制区間内法面総点検要対策箇所4箇所の工事完了を目指す＞	●建設交通部
43	○耐震対策の必要な施設（国管理）の調査を実施する	B	47	○耐震対策の必要な施設（国管理）の調査を実施する	●近畿地方整備局

新番号	次期プラン(案)	分類	現行番号	現行プラン	担当部局等
44	○低地地域の河川施設の耐震化を進める ＜城陽排水機場の工事に着手＞ ※天津神川 府道交差部・防賀川交差部、馬坂川 府道交差部は完了 ※天神川 JR交差部は終了	B	48	○低地地域の河川施設の耐震化を進める ・水路橋等4施設（天神川 JR交差部、天津神川 府道交差部・防賀川交差部、馬坂川 府道交差部）の耐震補強を実施 ・城陽排水機場の耐震詳細設計を実施	●建設交通部
47	○京都舞鶴港港湾BCPに基づく被災地支援を考慮した港湾施設整備及び訓練を行う ・大規模災害時に情報共有や緊急物資輸送等効率的な災害対応を行い、港湾機能の継続及び早期復旧ができるよう、港湾関係者が連携する体制の強化を行う。	B	51	○被災地支援を考慮した港湾施設整備及び計画策定を進める	●建設交通部 ●近畿地方整備局舞鶴港湾事務所
49	○漁港施設の耐震対策を進める ＜舞鶴漁港におけるBCPを策定する＞ ・機能診断結果に基づき、関係者との協議を踏まえて、防災減災対策を進める	B	52	○漁港施設の耐震化を進める	●農林水産部
50	○鉄道駅の耐震化を進める ＜駅舎や高架橋の耐震化を進める＞ ※駅舎は完了	B	54	○鉄道駅の耐震化を進める ・駅舎や高架橋の耐震化状況を調査する	●建設交通部、鉄道事業者
1-3-2	<b>地震に強い急傾斜地、ため池等の整備を進める</b>				
51	○急傾斜地に係る土砂災害警戒区域（約10,200箇所）の内、要対策箇所（2,258箇所）の対策工事を進める ＜令和6年度までに工事完了 20箇所＞	B	55	○急傾斜地に係る土砂災害危険箇所（3,765箇所）の内、要対策箇所（1,339箇所）の対策工事を進める ＜平成31年度までに18箇所の工事完了を目指す＞	●建設交通部
52	○ため池の防災対策を進める ＜令和5年度までに改修すべき全てのため池（70池）の整備に着手する＞ ・ため池管理法及び平成25～27年度の一斉点検結果に基づき、ため池の整備を進める ・農業用水として未利用のため池については、廃止又は適切な管理者に移管する	B	56	○ため池の防災対策を進める ・平成25年度実施の一斉点検の結果に基づき、ため池の整備を進める	●農林水産部、市町村
53	○山地災害危険地区（5,072地区）の内、危険度の高い400地区の整備を進める ＜令和6年度までに100地区の整備を行う＞	B	57	○山腹崩壊地・荒廃溪流の整備及び荒廃移行溪流・荒廃森林の整備を進める ・山地災害危険地区（5,076地区）について、必要に応じて現地調査を行い、緊急性の高い箇所から整備を行う	●農林水産部
1-3-3	<b>地震に強いライフライン施設の整備を進める</b>				
55	○府営水道施設の耐震化を進める ＜令和4年度までに宇治系送水管路の耐震化対策の完了（基幹管路耐震適合率54.3%）＞ ・送水管路の耐震化の実施	B	59	○府営水道施設の耐震化を進める ＜平成28年度までに乙訓浄水場の基幹構造物の耐震化対策を完了させる＞ ・宇治系送水管路の耐震化対策の実施	●府民環境部
56	○各市町村が管理する上水道施設の耐震化等を進める ＜全市町村で上水施設（基幹管路・水道施設）の耐震化計画を策定＞ ・基幹管路、浄水施設、配水池の耐震化の推進	B	60	○各市町村が管理する上水道施設の耐震化等を進める ・浄水施設、基幹管路等の耐震化の推進	●府民環境部、市町村
59	○工業用水道施設の耐震化を進める ＜令和6年度までに長田野工業団地内の配水管路の耐震化率10%＞ →長田野工業団地向け送水管路の耐震化の実施	B	63	○工業用水道施設の耐震化を進める ・長田野工業団地向け送水管路の耐震化の実施	●府民環境部
60	○循環型社会形成推進交付金等を活用し、市町村等の廃棄物処理施設の耐震化を進める ＜耐震化率 100%＞	B	64	○循環型社会形成推進交付金等を活用し、市町村等の廃棄物処理施設の耐震化を進める	●府民環境部、市町村等
61	○電力施設の耐震性を維持する ・供給設備の耐震性の確保（継続） ・電力保安用通信ルートの2ルート化（継続） ・感震ブレーカーの普及促進	B	65	○電力施設の耐震性を維持する ・供給設備の耐震性の確保（継続） ・電力保安用通信ルートの2ルート化（継続）	●関西電力
69	○通信局舎や電気通信設備の耐震性の強化 ・通信局舎設備/無線基地局の耐震設計及び耐震工事の実施	B	70	○通信局舎や電気通信設備の耐震性の強化 ・通信局舎設備/無線基地局の耐震設計の実施	●KDDI
1-3-4	<b>地震に強いその他のまちづくりを進める</b>				
76	○落下対象物（外壁のタイル、窓ガラス、広告塔等）の地震に対する安全性を確保する ＜全市町村で屋外広告物の許可更新時の安全点検報告書の提出を義務づける＞ ・点検等の重要性を啓発する ・事業者における落下対象物の安全性確保対策の推進	B	75	○落下対象物（外壁のタイル、窓ガラス、広告塔等）の地震に対する安全性を啓発する ・屋外広告物条例等により倒壊又は落下のおそれのある広告物の規制対策を進める ・点検等の重要性を啓発する ・事業者における落下対象物の安全性確保対策の推進	●危機管理部、●建設交通部、市町村、施設所有者

新番号	次期プラン(案)	分類	現行番号	現行プラン	担当部局等
78	○避難場所として都市公園等の公共空地の整備を進める ＜公園整備完了 10公園＞ ・土地区画整理事業、まちづくり交付金事業、都市公園防災事業等の活用 →避難場所等への標識の設置	B	78	○広域避難場所として都市公園等の公共空地や避難路の整備を進める ・土地区画整理事業、まちづくり交付金事業、都市公園防災事業等の活用 ・避難場所等の標識の設置	危機管理部、●建設交通部、市町村
1-3-5 津波に強い施設整備を進める					
81	○津波に強い施設整備を進める →海岸施設の点検を実施する →津波浸水想定に基づき、避難施設、避難路等を整備する【統合】→80 ・海岸保全施設等の対策工事を実施	B	82	○津波に強い施設整備を進める ・海岸施設の点検を実施する ・津波浸水想定に基づき、避難施設、避難路等を整備する	●建設交通部、農林水産部、●農林水産部、●市町村
82	○全沿岸市町が津波浸水想定に基づき避難対象地域を設定し、津波避難路・避難場所の点検・整備を進める	B	81	○全沿岸市町が津波浸水想定に基づき津波避難路・避難場所の点検・整備を進める	●市町村、●危機管理部
1-3-6 安心・安全に係る社会資本を適正に維持・更新する					
83	○公共施設等総合管理計画を策定する ＜令和2年度までに16類型毎に個別施設計画を作成する＞	B	83	○公共施設等総合管理計画を策定する ・計画の策定にあたっては、耐震性の維持・向上に配慮	●総務部、教育庁
2 地震等に強い京都の人づくりを進める					
2-1 家庭で取り組む(自助)					
2-1-1 個人・家庭の防災意識を高める					
84	○平時から災害や災害時の行動に関して学び、自助意識を高める 例) ・災害に関する情報や資料を入手する ・災害が発生したときの行動をイメージする ・緊急地震速報について知る ・南海トラフ地震臨時情報について知る	B	84	○平時から災害や災害時の行動に関して学び、自助意識を高める 例) ・災害に関する情報や資料を入手する ・災害が発生したときの行動をイメージする ・緊急地震速報について知る	●危機管理部、府民、家庭
2-1-2 減災に向けて個人(家庭)で行動する					
86	○家庭における防災対策を進める 例) ・住宅の耐震化、家具固定の実施 ・感震ブレーカーの設置、自宅から避難する際はブレーカーを落とすこと ・家庭での防災会議の実施(避難場所、避難経路、連絡方法など) ・家庭で3日分(できれば1週間分)の備蓄(飲料・食料、薬など)の推進 ・緊急持出品の準備 ・消防団・自主防災活動や地域の防災訓練への参加 ・地域の様々な催しへの参加	B	86	○家庭における防災対策を進める 例) ・家庭での防災会議の実施(避難場所、避難経路、連絡方法など) ・家庭で3日分(できれば1週間分)の備蓄(飲料・食料、薬など)の推進 ・緊急持出品の準備 ・消防団・自主防災活動や地域の防災訓練への参加 ・地域の様々な催しへの参加	●危機管理部、●市町村、府民、家庭
2-2 地域で取り組む(互助・共助)					
2-2-1 地域の「つながり」を高める					
88	○地域活動や行事と防災訓練等の防災活動を合同実施する	B	89	○地域活動や行事と防災訓練を合同実施する	●危機管理部、地域
2-2-3 減災に向けて地域で行動する					
98	○消防団が活発に活動する地域づくりを進める ・実践的な訓練を取り入れ、救助等専門チームを設置するなど機能強化 ・府立消防学校による消防団員の教育訓練 ・大学生の取組支援や消防団員OBの活用を図る ・消防団応援の店登録店舗数の増加＜令和6年度までの増加数 計500店舗＞	B	102	○消防団が活発に活動する地域づくりを進める ・実践的な訓練を取り入れ、救助等専門チームを設置するなど機能強化 ・府立消防学校による消防団員の教育訓練 ・大学生の取組支援や消防団員OBの活用を図る	●危機管理部、市町村
99	○活動拠点や資機材の改善・充実等により活動環境を整備する ・「わがまちの消防団強化交付金」により活動を支援する	B	103	○活動拠点や資機材の改善・充実等により活動環境を整備する	●危機管理部、市町村
2-3 学校で取り組む(共助)					
2-3-1 学校での防災教育を充実する					
102	○学校安全計画に基づき発達の段階を踏まえた防災教育を実施する ・全校で毎年学校安全計画の確認・改善を実施 ・発達の段階を踏まえた、実効性のある防災教育を拡充する 例) 府内の学校が実践している防災教育に係る好事例の紹介、DVD等視聴覚教材を活用した防災教育、事前予告なしの避難訓練、原子力災害を想定した避難訓練、各教科・特別活動等での教育等	B	104	○学校安全計画に基づき発達の段階を踏まえた防災教育を実施する ・全校で毎年学校安全計画の確認・改善を実施 ・発達の段階を踏まえた、実効性のある防災教育を拡充する 例) DVD等視聴覚教材を活用した防災教育、事前予告なしの避難訓練、原子力災害を想定した避難訓練、各教科・特別活動等での教育等	●教育庁、学校、市町村

新番号	次期プラン(案)	分類	現行番号	現行プラン	担当部局等
2-4 組織で取り組む(共助)					
2-4-1 減災に向けて企業、NPO、ボランティア団体等での人材育成を進め、行動する					
107	○帰宅困難者対策として、災害発生時、むやみに動かないことを様々な手段で啓発する ・出勤・帰宅時間帯の発災の場合は、自宅又は事業所・学校のいずれか近い方に向かうよう指示するなど、発災時間帯別対応の基本ルールを定めるよう啓発	B	325	○帰宅困難者対策として、災害発生時、むやみに動かないことを様々な手段で啓発する	●危機管理部、●市町村
109	○災害ボランティアセンターの人材育成・充実を図る ・府災害ボランティアセンターにおける初動支援チーム育成 ・市町村災害ボランティアセンターの充実<全市町村センターで府センターと連携した設置運用訓練を実施>	B	112	○災害ボランティアの受援体制を強化する ・段階に応じた専門分野ごとに重層的な研修を継続的に実施 ・広域災害図上訓練の実施	●健康福祉部、市町村、府災害ボランティアセンター
			279	○府災害ボランティアセンターの機能を強化する ・災害時初動支援チームの登録者に研修を行う	
111	○様々なチャンネルや啓発を通じて企業・大学の共助活動を促進する (例) ・企業内備蓄の推進 ・災害発生時の従業員・学生の帰宅困難者対策の検討・実施 ・地域の防災訓練への積極的な参加 ・地域の防災組織との連携強化 ・従業員・学生の消防団活動への理解の促進 ・従業員・学生の災害ボランティア活動への理解の促進 ・消防団応援の店登録店舗数の増加<令和6年度までの増加数 計500店舗>	B	111	○様々なチャンネルや啓発を通じて企業・大学の共助活動を促進する (例) ・企業内備蓄の推進 ・災害発生時の従業員の帰宅困難者対策の検討・実施 ・地域の防災訓練への積極的な参加 ・地域の防災組織との連携強化 ・従業員の消防団活動への理解の促進 ・従業員・学生の災害ボランティア活動への理解の促進	●危機管理部、企業、大学、地域、市町村
112	○災害看護ボランティア登録者数の増加を図る <登録人数(総数) 180人>	B	113	○災害看護ボランティア登録者数の増加を図る	●府看護協会
2-5 行政が支援する(公助)					
2-5-1 府民の防災意識を高めるための広報を行う					
114	○緊急地震速報や南海トラフ地震臨時情報について啓発する <(令和6年度までの5年間で)訓練での広報を12回、講演等を40回実施する>	B	116	○緊急地震速報について啓発する	●京都地方気象台
119	○防災重点ため池においてハザードマップの作成を進める <令和5年度までに全ての防災重点ため池(625池)のハザードマップを作成する>	B	100	○防災重点ため池においてハザードマップの作成を進める	●農林水産部、市町村
2-5-2 府民に対する教育・訓練を実施する					
122	○職員出前語らい、危機管理アドバイザーなど講師の派遣 →職員出前語らいの実施(25回)	B	124	○職員出前語らい、危機管理アドバイザーなど講師の派遣 ・職員出前語らいの実施(25回)	●危機管理部、市町村
125	○外国人が参加する訓練や外国人を支援する災害時ボランティア研修に継続して取り組む <現地災害多言語支援センター運営研修・訓練を実施する市町村数の増加> <災害時外国人サポーターの増加 令和6年度までに計50人> ・外国人を対象とする訓練を市町村等と連携して拡大させる ・災害時に外国人を支援する災害時ボランティアの研修を継続して実施する ・災害時外国人サポーター登録者を増加する ・災害時外国人サポーターのレベルアップ	B	127	○外国人が参加する訓練や災害時ボランティア研修に継続して取り組む ・外国人を対象とする訓練を市町村等と連携して拡大させる ・災害時に外国人を支援するボランティアの研修を継続して実施する。	●知事室長G、(財)京都府国際センター、危機管理部、市町村
			258	○外国籍府民のための日本語ボランティアを充実する ・ボランティア登録者の増加 ・ボランティア員のレベルアップ	●知事室長G、府国際センター
2-6 多様な視点で取り組む					
2-6-1 多様な視点で防災対策に取り組む					
130	○女性等、多様な視点を踏まえた防災対策を検討する (例) ・女性視点での防災対策意見交換会を毎年開催する ・自主防災組織等の関係団体に多様な視点を踏まえた防災対策を促す	B	133	○女性等、多様な視点を踏まえた防災対策を検討する ・女性視点での防災対策意見交換会を毎年開催する	●危機管理部、●市町村、NPO等、地域

新番号	次期プラン(案)	分類	現行番号	現行プラン	担当部局等
131	○被災時の女性のための相談体制づくりを進める ・府及び市町村の男女共同参画センター等のネットワーク会議の開催 ・女性相談員の育成研修の実施<災害時女性相談サポーター養成講座受講者数 計75名> ・女性警察官の対応能力の向上	B	132	○男女共同参画センターにおいて女性相談事業を実施する	●府民環境部
			134	○被災時の女性のための相談体制づくりを進める ・男女共同参画センターと市町村男女共同参画センター等のネットワーク会議の開催 ・女性相談員の育成研修の実施 ・女性警察官の対応能力の向上	●府民環境部、●警察
3 地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る					
3-1 住宅の安全対策を進める					
3-1-1 住まいの耐震診断を進める					
134	○木造住宅の耐震診断・改修に係る専門技術者の養成・登録を進める <診断士数が少ない南丹地域、山城地域においても診断士登録講習会を実施>	B	137	○木造住宅の耐震診断・改修に係る専門技術者の養成・登録を進める ・5箇年で2,000人の耐震診断士の養成・登録を目指す	●建設交通部、市町村
3-1-2 住まいの耐震改修を進める					
135	○木造住宅等の耐震改修を進める <令和6年度までに耐震化率を95%に近づける> ・業界団体と耐震改修助成制度等の周知や住宅の耐震化方策に係る意見交換を実施し、より使いやすい耐震改修の支援を検討(京都府住宅耐震化促進連絡会議の開催) →住宅関連事業者に対して、中古住宅流通過程のリフォームの際の耐震改修等を啓発する	B	138	○木造住宅等の耐震改修を進める <平成36年度までに住宅の耐震化率を95%とすることを目標としている。> ※ 京都府建築物耐震改修促進計画では、平成37年度までに住宅の耐震化率を95%とすることを目標としている。 ・住宅耐震改修助成制度や税制優遇措置等の周知 ・耐震改修助成制度の府全域での実施 ・業界団体と耐震改修助成制度等の周知や住宅	●建設交通部、危機管理部、市町村
136	○住宅関連業界団体と連携し、補助制度の周知および改修事例集の活用や出前講座等によるリフォームの際の耐震改修等を啓発を実施する <耐震に関する啓発活動を5カ年で50回実施> ・住宅耐震改修助成制度や税制優遇措置等の周知	B	139	○住宅関連業界と連携し、補助制度の周知および改修事例集の活用や出前講座等による啓発を実施する	●建設交通部
138	○府営住宅の耐震化を進める ・耐用年限を超過した木造・簡易耐火構造の住宅や昭和45年以前に建設された耐火構造の住宅について、計画的に建替や集約等を実施する <令和6年度までに向日台団地及び城南団地の工事着手>	B	141	○府営住宅の耐震化を進める ・耐用年限を超過した木造・簡易耐火構造の住宅や昭和45年以前に建設された耐火構造の住宅について、計画的に建替や集約等を実施する	●建設交通部
3-1-3 室内の安全対策を進める					
139	○各市町村等と連携して家具の固定化等の室内安全対策等を進める <令和5年度までに家具固定率65%を目指す> <令和6年度までに減災化住宅(注)率を97%に近づける> (注)減災化住宅：地震時に府民の命を守ることを最優先として、耐震化を含め、耐震シェルター、耐震ベッド、感震ブレーカーや家具の転倒防止等住宅の減災に関する幅広い対策を施された住宅で、府独自で設定したもの ・消防団、自主防災組織等と連携し、室内の安全対策事業、住宅用火災警報器の設置事業等の一層の推進 ・家具の固定化等、居住空間の安全確保に関するポータルサイトを充実させる ・耐震シェルター、耐震ベッド等について情報提供、助成	B	142	○各市町村等と連携して家具の固定化等の室内安全対策等を進める <平成31年度までに家具固定率55%を目指す> <平成36年度までに減災化住宅(注)率を97%に近づける> (注)減災化住宅：地震時に府民の命を守ることを最優先として、耐震化を含め、耐震シェルター、耐震ベッド、感震ブレーカーや家具の転倒防止等住宅の減災に関する幅広い対策を施された住宅で、府独自で設定したもの ※ 京都府建築物耐震改修促進計画では、平成37年度までに減災住宅率を97%とすることを目標としている。 ・消防団、自主防災組織等と連携し、室内の安全対策事業、住宅用火災警報器の設置事業等の一層の推進 ・家具転倒防止対策等へ助成の検討、実施 ・家具の固定化等、居住空間の安全確保に関するポータルサイトを充実させる	●危機管理部、●建設交通部、市町村
3-2 地震後の住まい再建の最適化を進める					
3-2-1 災害後の仮住まいを確保する					
141	○災害時における応急仮設住宅の供与に関する協定を締結した関係団体と連携し、その実効性を高める ・応急仮設住宅の供与に係るマニュアルを作成する ・応急仮設住宅の供与にあたっての市町村との連携強化を図る	B	144	○災害時における応急仮設住宅の建設に関する関係団体等との応援協定の締結を進めるとともに、その実効性を高める ・応急仮設住宅の建設にあたっての市町村との連携強化を図る	●建設交通部、●危機管理部、市町村
142	○公営住宅の提供体制を整備する ・住宅システム「住まいる7」で空き住戸を常時把握する ・管理センターと連携し修繕状況を把握する	B	145	○公営住宅の空き戸数について常時把握する	●建設交通部、市町村

新番号	次期プラン(案)	分類	現行番号	現行プラン	担当部局等
143	○発災時の <b>賃貸住宅提供のための</b> 体制を整備する <b>&lt;マニュアルに即した訓練を実施する&gt;</b> <b>・災害時応援協定の実施細目や事務フローを定める【再編→139】</b>	B	147	○発災時に民間施設等を一時利用できる体制を整備する ・災害時応援協定の実施細目や事務フローを定める	●建設交通部、●危機管理部、市町村
144	○発災時の <b>応急仮設住宅建設のための</b> 体制を整備する <b>&lt;マニュアルに即した訓練を実施する&gt;</b> ・マニュアルに基づき、適地・候補地の確認・精査を行う	B	146	○ <b>応急仮設住宅建設のための</b> 体制を整備する ・マニュアルに基づき、適地・候補地の確認・精査を行う ・マニュアルに即した訓練の実施	●建設交通部、●危機管理部、健康福祉部、市町村
<b>4 行政等の災害対応策の向上を図る</b>					
<b>4-1 行政の危機対応組織・体制の整備を進める</b>					
<b>4-1-1 災害対策本部の設置・運営を強化する</b>					
146	○府災害対策本部を備えた <b>危機管理センター</b> を設置する ・災害対策本部の施設を常設する	B	149	○府災害対策本部を備えたセンターを設置する ・災害対策本部の施設を常設する ・災害対応型自動販売機の設置を進める	●危機管理部、総務部、政策企画部、施設所管部局、消防組合
148	○京都府災害時 <b>応急対応業務マニュアル</b> を整備し、実効性を確保する ・各業務分野ごとのマニュアルの策定 ・マニュアルの随時見直し ・運用訓練の実施	B	165	○府災害対策本部運用マニュアルを見直し、改善する	●危機管理部
149	○災害対応に係る災害対策本部内の具体的な役割分担について <b>実効性を確保する</b> ・役割分担に沿った訓練を行う ・役割分担を随時見直す	B	152	○災害対応に係る災害対策本部内の具体的な役割分担を見直す	●危機管理部
152	○南海トラフ地震防災推進計画を見直し・改善する <b>&lt;平成28年度までに推進地域内の全市町村での計画策定を目指す&gt;</b> ・南海トラフ地震臨時情報への対応を反映させる	B	156	○南海トラフ地震防災推進計画を整備する <b>&lt;平成28年度までに推進地域内の全市町村での計画策定を目指す&gt;</b>	●市町村
154	○ <b>地域防災計画</b> 及び業務継続計画を随時見直し、事業継続体制を確保する ・訓練を実施する	B	158	○業務継続計画を随時見直し、事業継続体制を確保する	●危機管理部、全部局
			154	○地域防災計画に業務継続の考え方を反映するなど事業継続体制を確立する	
156	○ <b>平成31年度までに</b> 全市町村において、業務継続計画を策定する ・策定した市町村は、内閣府のガイドラインを踏まえて改定する。 ・訓練を実施する	B	159	○平成31年度までに全市町村において、業務継続計画を策定する	●市町村
157	○活断層ごとに地震発生時の被害様相を想定した <b>地震防災対策</b> を検討して <b>地域防災計画</b> に反映させる	B	160	○東日本大震災を踏まえ、地域防災計画において具体的な地震防災対策の推進を図る	●危機管理部、市町村
			170	○具体の地震災害シナリオを作成する	
159	○津波避難計画策定指針に基づき、沿岸市町で <b>地域ごとの津波避難計画</b> を作成する	B	161	○津波避難計画策定指針を策定する	●危機管理部
162	○災害対策活動の <b>初動体制</b> を整備する ・初動対応訓練の実施 ・緊急参集チームの実効性の確保	B	164	○災害対策活動の <b>初動体制</b> を整備する	●危機管理部、市町村、防災関係機関
172	○国の地方機関における連携体制を確保する ・第二地方合同庁舎における <b>機関横断的な非常時対応の内容を確認</b>	B	176	○国の地方機関における連携体制を確保する ・第二地方合同庁舎における <b>機関横断的な非常時対応マニュアル</b> を策定する	●近畿財務局京都財務事務所
<b>4-1-2 通信の手段を確保する</b>					
178	○災害時の通信サービスの確保 ・重要通信の確保 ・基幹伝送路の多ルート化と経路分散 ・電源確保の備え 通信局舎・・・自家発電機の設置 各無線基地局・・・予備蓄電池の設置 移動電源車の配備 ・車載型無線基地局の配備、 <b>増強</b> ・災害用伝言板サービスの提供 ・衛星電話の自治体への貸出	B	184	○災害時の通信サービスの確保 ・重要通信の確保 ・基幹伝送路の多ルート化と経路分散 ・電源確保の備え 通信局舎・・・自家発電機の設置 各無線基地局・・・予備蓄電池の設置 移動電源車の配備 ・車載型無線基地局の配備 ・災害用伝言板サービスの提供 ・衛星電話の自治体への貸出	●KDDI
182	○警察無線の <b>運用訓練を実施する</b> ・本部代替施設の通信機能の向上 ・孤立可能性地域での <b>通信確保訓練を実施</b>	B	186	○警察無線を充実させる ・本部代替施設の通信機能の向上 ・各警察署に衛星電話機等の通信機能を整備	●警察

新番号	次期プラン(案)	分類	現行番号	現行プラン	担当部局等
4-1-3	被害情報の収集を迅速に進める				
184	○新たな総合防災情報システムの整備を行う ＜令和3年度までに整備＞	B	190	○新たな防災情報システムの整備を行う	●危機管理部
185	○新たな総合防災情報システムを効率的に活用した訓練を行う	B	188	○新防災情報システムを効率的に活用した訓練を行う	●危機管理部、市町村
4-1-5	応援・受入体制を強化する				
□	防災関係機関との連携・応援体制を強化する				
198	○大規模地震発生時における被災情報の収集や地域の災害対策活動を行うための防災エキスパートネットワークを構築する ＜すべての事務所において、防災エキスパートとの意見交換会を毎年開催する＞	B	202	○大規模地震発生時における被災情報の収集や地域の災害対策活動を行うための防災エキスパートネットワークを構築する	●近畿地方整備局
□	広域的な災害に備える				
200	○広域防災活動拠点の運用の実効性を確保する ・広域防災活動拠点開設訓練の実施	B	204	○広域防災活動拠点の整備を進める	●危機管理部、建設交通部、防災関係機関
204	○広域避難に係る計画等について、関係機関と連携し、実効性を向上させる ・関係機関との訓練の実施（年1回） ・広域避難に係る避難元・避難先マッチング市町村ごとの個別具体的な課題調整 ・訓練や調整結果を踏まえた広域避難計画等の見直し	B	210	○広域避難に係る手順書を関係機関と連携し定める ・協定締結関係機関等との訓練の実施	●危機管理部
4-1-6	府民への広報活動を確立する				
205	○被害者に家族等の安否情報を提供する体制を確立する	B	213	○被害者への家族等の安否情報の回答のあり方について検討する	●危機管理部
4-2	災害後の府民生活を守る活動の質を向上する				
4-2-1	救助・救出活動の能力を向上させる				
210	○消防の災害対応能力の向上を図る ・消防体制の充実（装備、本部体制、指令） ・連携強化（消防業務の共同化や救急・救助に係る相互応援等） ・府立消防学校の機能充実	B	218	○消防の災害対応能力の向上を図る ・消防体制の充実（装備、本部体制、指令） ・府立消防学校の機能充実	●危機管理部、市町村、消防組合
□	災害時の医療体制を整備する				
214	○京都府災害拠点病院等連絡協議会を中心として災害時医療体制を整備する ・京都府災害医療活動指針の実効性を高める ・災害医療コーディネーターの運用について協議する ・SCU（広域医療搬送拠点）の整備・充実について検討する	B	222	○京都府災害拠点病院等連絡協議会を中心として災害時医療体制を整備する ・京都府災害医療活動指針を策定する ・災害医療コーディネーターの運用について協議する ・SCU（広域医療搬送拠点）の整備について検討する	●健康福祉部、日赤等医療機関
215	○京都府緊急災害医療チーム（DMAT）の養成（計64チーム以上）を進める ・京都DMAT養成研修を実施し、府内14病院各3チーム以上の体制の確保を図る	B	223	○京都府緊急災害医療チーム（DMAT）の養成（260名）を進める ・京都DMAT養成研修を実施し、府内14病院各3チーム以上の体制の確保を図る	●健康福祉部、日赤等医療機関
216	○災害時の医療・救護体制を整備する ・医療圏ごとに地域災害連携協議会を開催し、訓練等を通じて災害医療体制の充実を図る ・救護班の派遣体制の整備 ・医療機関の被害状況の把握体制の確保（医師会間の被害状況報告連絡網の整備）	B	225	○災害時の医療・救護体制を整備する ・救護所への応援体制の整備 ・医療機関の被害状況の把握体制の確保（医師会間の被害状況報告連絡網の整備）	●健康福祉部、府医師会、危機管理部
217	○災害時医療救護活動マニュアル及び四師会による協定に基づいた訓練・研修を実施する	B	226	○災害時医療救護活動マニュアルに基づいた訓練を実施する	●府医師会
218	○医療機関と搬送機関の情報共有、連携体制を強化する ・災害時医療情報入力訓練を実施し、各機関のシステムへの入力率向上を図る＜全医療圏で入力訓練を実施する＞	B	227	○医療機関と搬送機関の情報共有、連携体制を強化する ・災害時医療情報入力訓練を実施し、各機関のシステムへの入力率向上を図る	●健康福祉部、医療機関、市町村、消防組合
220	○関西広域連合と連携してドクターヘリを共同運行する ・関西広域連合内及び隣接県等との連携の充実を図る	B	229	○ドクターヘリを導入する ・関西広域連合による共同運航	●健康福祉部
222	○災害看護ボランティアの災害対応能力を向上させる（府看護協会） ・JMAT京都（日本医師会災害医療チーム）や行政主催の防災訓練への参加、研修の開催等により、災害対応能力の向上を図る	B	230	○災害看護ボランティアの災害対応能力を向上させる（府看護協会） ・JMAT京都（日本医師会災害医療チーム）に参加し、災害対応能力の向上を図る	●府看護協会



新番号	次期プラン(案)	分類	現行番号	現行プラン	担当部局等
□ 亡くなられた方の対策を行う					
224	○埋火葬広域連携体制を確保する ＜訓練実施により広域火葬計画の実効性確保＞	B	232	○埋火葬広域連携体制を確保する ・広域火葬計画の策定	●健康福祉部
4-2-2 被災者の生活対策を支援する					
□ 避難所の整備・円滑な運営を行う					
227	○避難所の耐震化を進める ＜令和6年度までに耐震化率100%を目指す＞	B	234	○避難所の耐震化を進める ＜平成31年度までに耐震化率95%を目指す＞	●危機管理部、施設所管部局、教育庁、市町村
232	○避難所運営体制の整備を進める ・各市町村において、地域防災計画に基づき、避難所運営体制を整備 ・避難所運営マニュアル等を作成する ・避難所運営の長期化に備え、自主防災組織等と連携して、あらかじめ避難所運営方法についてルールを定めておく	B	239	○避難所運営体制の整備を進める ・各市町村において、地域防災計画に基づき、避難所運営体制を整備 ・避難所運営マニュアルを作成する	●市町村、健康福祉部、●危機管理部、府民環境部、地域
234	○男女共同参画の視点での避難所運営について普及啓発を行う ・避難所運営ガイドを活用し、市町村職員及び関係団体等・府民へ周知・啓発する ＜避難所設営体験講座 計25回＞	B	241	○男女共同参画の視点での避難所運営ガイドを活用し、市町村職員及び関係団体等への普及啓発を行う	●府民環境部
235	○避難所のWi-Fi環境を維持する ・避難所に指定されている府立施設においてWi-Fi環境を維持する	B	242	○避難所にWi-Fi設備を整備する	●政策企画部
236	○ペット同行避難体制を確立する ・ペット同行避難に向けた飼い主への普及啓発 ・災害時動物救護マニュアルの普及 ・各避難所でのペット受入方法の確立	B	246	○放浪動物・危険動物の保護・収容体制等を確立する ・応援協定の実効性の確保 ・ペット等の対応マニュアルの普及	●健康福祉部、農林水産部、市町村
□ 保健・衛生対策を実施する					
238	○住民、避難者の健康管理体制を確保する ＜府保健師活動マニュアル等に基づいた訓練を実施する＞ ＜すべての市町村において、保健所と連携した災害時保健活動体制を確立する＞	B	245	○住民、避難者の健康管理体制を確保する	●健康福祉部、危機管理部、市町村
239	○被災地、避難所等の衛生環境を確保する ・衛生環境維持対策の支援体制の維持 ・避難所における食品衛生確保ガイドラインの普及＜会議・研修会におけるガイドラインの普及啓発 25回＞	B	244	○被災地、避難所等の衛生管理体制を確立する ・衛生環境維持対策の確保及び支援体制の強化 ・避難所における食品衛生確保ガイドラインの普及	●健康福祉部、危機管理部、市町村
240	○被災者のメンタルケアの充実を図る ＜DPATを30名養成する＞ ・DPAT活動マニュアルを作成する ・他府県等、外部からの派遣、支援の受援体制を強化する ・他府県等、外部への派遣支援の応援体制を維持する	B	247	○被災者のメンタルケアの充実を図る ・他府県等、外部からの派遣、支援の受入体制の整備を検討する	●健康福祉部
			248	○災害時のメンタルケアに対応したマニュアルの策定を検討する	
241	○断水時にし尿・浄化槽汚泥を臨時収集・運搬する体制の確保を進める ・応援協定締結団体と定期的に訓練を実施する ・断水時に簡易トイレの提供を応援協定締結団体に要請することを確認する	B	249	○断水時に利用可能なトイレ、臨時し尿収集・処理体制の確保を進める ・応援協定の実効性の確保	●府民環境部、市町村
□ 帰宅困難者対策を実施する					
246	○ターミナル駅周辺等における帰宅困難者対策を推進する 例) ・一時退避場所、一時滞在施設の確保 ・訓練等の実施	B	324	○市町村と連携し、地域に応じた帰宅困難者対策を推進する	●危機管理部、●市町村
247	○関西広域帰宅困難者対策ガイドラインに基づき、関西広域連合と連携して帰宅支援対策を推進する 例) ・バス等代替輸送の体制整備 ・帰宅困難者への情報提供体制整備等	B	327	○関西圏域の帰宅支援ガイドラインを策定する	●危機管理部、商工労働観光部、京都市、市町村、警察、防災関係機関等
248	○コンビニエンスストア事業者、外食事業者、ガソリンスタンド事業者等の店舗や観光施設、観光関連事業者と連携し、災害時帰宅困難者支援協定（帰宅支援ステーション）の実効性を確保する	B	322	○コンビニエンスストア事業者、外食事業者、ガソリンスタンド事業者等の店舗や観光施設、観光関連事業者と連携し、帰宅支援ステーションを整備する	●危機管理部、市町村

新番号	次期プラン(案)	分類	現行番号	現行プラン	担当部局等
4-2-3	特別な配慮が必要な人への支援を行う				
252	○避難所における要配慮支援を進める →全市町村でマニュアルに沿った訓練の実施 ・要配慮者支援が必要な全ての小学校区で福祉避難所等を設置する<100%>	B	262	○避難所における要配慮支援を進める ・全市町村でマニュアルに沿った訓練の実施 ・すべての小学校区で福祉避難所、福祉避難コーナーを設置する	●健康福祉部、市町村
260	○身体障害者や知的障害者の更生相談及び支援を実施する ・家庭支援総合センター等において災害時の相談・支援体制を確立する	B	253	○身体障害者や知的障害者の更生相談及び支援を実施する ・災害時の相談・支援体制について検討する	●健康福祉部
261	○発達障害者、高次脳機能障害に関する支援・相談を実施する ・京都府発達障害者支援センター等において災害時の相談・支援体制を確立する	B	254	○発達障害者、高次脳機能障害に関する支援・相談を実施する ・災害時の相談・支援体制について検討する	●健康福祉部、市町村
262	○意思疎通支援者（手話通訳者、盲ろう者の通訳介護員、要約筆記者）の養成を進める ・必要な避難所へのコミュニケーション支援機器の整備等を検討する	B	259	○意思疎通支援者（手話通訳者、盲ろう者の通訳介護員、要約筆記者）の養成を進める	●健康福祉部、市町村
263	○外国人住民外国籍府民のための生活相談事業、日本語教育推進指導事業を実施する ・生活相談事業（多言語による生活相談の実施） ・地域における日本語教育の推進指導事業（地域日本語教室の支援等開催） ・「やさしい日本語」の普及啓発	B	263	○外国籍府民のための生活相談事業、日本語指導事業を実施する ・生活相談事業（5ヶ国語による生活相談の実施） ・日本語指導事業（日本語教室の開催）	●知事室長G、府国際センター、市町村
4-2-4	物資等の輸送、供給対策を行う				
265	○「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき、ニーズを踏まえて適切に備蓄を運営・管理する ＜平成30年度までに充足率100%を目指す＞	B	266	○「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき、計画的な備蓄を進める ＜平成30年度までに充足率100%を目指す＞	●危機管理部
			250	○仮設トイレや簡易トイレを備蓄する	
270	○総合防災情報システムにおいて、各避難所における物資の充足状況を情報共有する備蓄物資管理システムを整備する ・タブレットを活用した情報共有システムの構築	B	271	○各避難所における物資の充足状況を情報共有する仕組みを構築する ・タブレットを活用した情報共有システムの構築	●危機管理部
273	○物資の効率的な配送等を考慮した府備蓄倉庫の体制を再編する ・大規模公共施設の建設時に備蓄倉庫機能を付与 ・既存の備蓄倉庫の見直し	B	274	○物資の効率的な配送等を考慮した府備蓄倉庫の体制を整備する ・大規模公共施設の建設時に備蓄倉庫機能を付与	●危機管理部
4-2-5	NPO・ボランティアと連携する				
278	○災害ボランティア活動の情報発信を強化する ・災害ボランティアセンターにおける情報発信訓練の実施	B	109	○災害ボランティアの広報、啓発を実施する	●健康福祉部、府災害ボランティアセンター、京都市災害ボランティアセンター
279	○市町村の災害ボランティアセンターの体制を整備する ・復旧資機材の充実・倉庫の整備	B	280	○市町村の災害ボランティアセンターの体制を整備する ・全市町村で災害ボランティアセンターの常設化を目指す	府災害ボランティアセンター、市町村、各市町村災害ボランティアセンター、●健康福祉部
280	○地域の防災力向上や大規模自然災害発生時の復旧・復興を図るNPO等の取組を支援する「災害時連携NPO等ネットワーク」が災害発生時に活動するスキームを確立する ・災害時における中長期的なNPO等による生活再建支援を行う	B	281	○平成31年度までに地域の防災力向上や大規模自然災害発生時の復旧・復興を図るNPO等の取組を支援するシステムを確立する ・災害時における中長期的なNPO等による生活再建支援を行う	●政策企画部
4-2-6	公共インフラ被害の応急処置等を行う				
282	○社会基盤の代替機能の確保体制を整備する ・代替交通機関の確保体制の整備 ・電力の臨時供給体制の整備	B	289	○社会基盤の代替機能の確保体制を整備する ・代替交通機関の確保体制の整備 ・電源車の整備等	●危機管理部、建設交通部、市町村、ライフライン事業者等
288	○実践的な防災訓練を実施する（沿線関係機関やJRとの合同訓練も実施）	B	298	○実践的な防災訓練を実施する（JRとの合同訓練も実施）	●WILLER TRAINS
293	○郵便局の窓口業務の確保、災害の復旧及び被災社員・顧客の救助活動・避難誘導等を迅速・適正に行える体制を確保する	B	291	○郵便局の窓口業務の確保、災害の復旧及び被災社員等の救助活動を迅速・適正に行える体制を確保する	●京都中央郵便局

新番号	次期プラン(案)	分類	現行番号	現行プラン	担当部局等
294	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ライフライン事業者等において事業継続体制を確立する</li> <li>・事業継続計画の策定、見直し（関西電力、大阪ガス、府LPガス協会、NTT西日本、NTTドコモ関西、KDDI、ソフトバンク）</li> <li>・災害時初動対応体制の充実</li> </ul>	B	299	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ライフライン事業者等において事業継続体制を確立する</li> <li>・事業継続計画の策定（関西電力、大阪ガス、府LPガス協会、NTT西日本、NTTドコモ関西）</li> </ul>	●ライフライン事業者
			292	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電力安定供給への体制を充実させる</li> <li>・災害時初動対応体制の充実（継続）</li> </ul>	
295	<ul style="list-style-type: none"> <li>○府等及び各ライフライン事業者が連携したライフライン供給体制を整備する</li> <li>・府等及び各ライフライン事業者による連絡会を定期的に開催</li> <li>・連携内容を取り決め、訓練等により連携体制を強化する。</li> </ul>	B	300	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業界を越えたライフライン施設の復旧体制を整備する</li> <li>・業界の相互救援体制を構築・拡充する</li> </ul>	●危機管理部、ライフライン事業者
296	<ul style="list-style-type: none"> <li>○移動機・充電器の貸出</li> <li>・移動機貸出⇒復興団体等</li> <li>・Wi-Fi AP及び充電器貸出⇒避難所</li> </ul>	B	301	<ul style="list-style-type: none"> <li>○移動機・充電器の貸出</li> <li>・移動機貸出⇒復興団体等</li> <li>・充電器貸出⇒避難所</li> </ul>	●KDDI、●NTTドコモ、●ソフトバンク
4-2-8 被害認定調査、罹災証明の発行を行う					
298	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者に対する円滑な家屋被害認定体制を整備する</li> <li>・家屋被害認定調査及び罹災証明書発行に係る研修及び訓練の実施（年1回）</li> <li>・被災者生活再建支援業務マネジメント研修を実施</li> <li>・各市町村の被災者生活再建業務体制の整理</li> </ul>	B	304	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災地域に対する円滑な支援体制を整備する</li> </ul>	●危機管理部、京都大学防災研究所、市町村
4-2-11 廃棄物処理を進める					
303	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物処理計画を改善する</li> <li>・必要に応じて府の計画の見直し・改善を行い、訓練を実施する</li> <li>・市町村の計画策定を支援する&lt;全市町村で計画策定&gt;</li> </ul>	B	309	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物処理計画を改善する</li> <li>・全市町村に対し、必要に応じて改定を助言する</li> </ul>	●府民環境部、市町村
304	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物処理に関する体制の強化を進める</li> <li>・応援協定の実効性の確保</li> <li>・応援協定締結団体と定期的に訓練を実施</li> </ul>	B	310	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物処理に関する体制の強化を進める</li> <li>・応援協定の実効性の確保</li> </ul>	●府民環境部、市町村
5 京都経済・活力を維持し、迅速な復旧・復興を実現する					
5-1 企業・大学の業務継続を確立する					
5-1-1 京都全体のBCPを進める					
306	<ul style="list-style-type: none"> <li>○府内の行政、関係団体、金融機関、ライフライン機関、専門家等をメンバーとする推進会議を開催し、「京都BCP」の推進を図る</li> <li>・関係機関による連絡会、意見交換会の実施</li> <li>・BCPに係る訓練の実施</li> <li>・セミナー、企業交流会の開催</li> </ul>	B	311	<ul style="list-style-type: none"> <li>○府内の行政、関係団体、ライフライン機関等に専門家を加えたメンバーによる推進会議を開催し、「京都BCP」の推進を図る</li> <li>・セミナー、意見交換会の開催</li> <li>・BCPに係る訓練の実施</li> </ul>	●危機管理部、商工労働観光部、企業等経済団体
5-2 地域の業務継続を確立する					
5-2-1 地域の活力を維持する					
321	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の産業、生活コミュニティの維持・継続・再建体制の整備を進める</li> <li>・府・市町村において地域力向上のための取組を推進</li> <li>・府「地域交響プロジェクト交付金」により自主防災組織の活動を多面的に支援</li> </ul>	B	320	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の産業、生活コミュニティの維持・継続・再建体制の整備を進める</li> <li>・府・市町村において地域力向上のための取組を推進</li> </ul>	●危機管理部、市町村、政策企画部
6 京都らしさを保った復旧・復興を実現する					
6-1 京都のイメージを守る					
6-1-1 観光客等を保護する					
323	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観光客（外国人含む）への情報提供体制を構築する</li> <li>・（社）府観光連盟会員団体等への情報提供</li> <li>・同連盟案内、府国際センターにおける情報提供</li> <li>・放送事業者等との連携強化（FMココロとの協定等）</li> <li>・旅館・ホテル等へ観光連盟HPへのリンクをQRコードにより周知&lt;毎年&gt;</li> </ul>	B	328	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観光客（外国人含む）への情報提供体制を構築する</li> <li>・（社）府観光連盟会員団体等への情報提供</li> <li>・同連盟案内、府国際センターにおける情報提供</li> <li>・放送事業者等との連携強化（FMココロとの協定等）</li> </ul>	●知事室長G、(財)京都府国際センター、危機管理部、●商工労働観光部、京都市、市町村
325	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外国人観光客向けにスマートフォンを活用し多言語で観光防災情報を提供する</li> <li>例) ・観光連盟ホームページによる提供</li> <li>・京都府総合防災情報システムによる提供</li> <li>・観光連盟ホームページ等へのアクセス案内の充実</li> </ul>	B	193	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スマートフォンを活用し多言語で観光防災情報を提供する</li> </ul>	●政策企画部、●商工労働観光部

新番号	次期プラン(案)	分類	現行番号	現行プラン	担当部局等
6-2	「京都文化」を守る				
6-2-1	伝統・文化を守る				
327	○重要文化財建造物とその周辺地域の総合的な防災対策を進める ・京都府・京都市が連携した防災対策の実施 ・地震時にも使用可能な水利、管路、消火施設の整備 ・文化財所有者と地域住民等との共助体制の構築（地域住民等も含めた防災訓練の実施、文化財市民レスキュー体制の構築など）＜東福寺とその周辺地域で総合的な防災体制を整える＞ ・緊急防災施設耐震改修事業の拡充	B	330	○重要文化財建造物とその周辺地域の総合的な防災対策を進める ・京都府・京都市のワーキングにより防災対策の検討 ・地震時にも使用可能な水利、管路、消火施設の整備 ・文化財所有者と地域住民等との共助体制の構築（地域住民等も含めた防災訓練の実施、文化財市民レスキュー体制の構築など） ・緊急防災施設耐震改修事業の拡大	●教育庁、危機管理部、京都市、市町村、消防組合
328	○文化財の耐震化、防火対策等を進める ・国および府の指定・登録・暫定登録文化財保存修理等への補助（歴史的建造物等保存伝承事業） ・「国宝・重要文化財に関する防火対策ガイドライン」に基づく設備改修の実施 ・巡視による指定・登録・暫定登録文化財の適切な保護管理の指導助言（指定文化財等巡視事業） ・所有者の経費負担軽減	B	334	○文化財の耐震化、防火対策等を進める ・国および府の指定・登録・暫定登録文化財保存修理等への補助（歴史的建造物等保存伝承事業） ・巡視による指定・登録・暫定登録文化財の適切な保護管理の指導助言（指定文化財等巡視事業）	●教育庁、市町村、消防組合、文化財所有者
329	○文化財防災対策マニュアルを所有者等へ周知し、文化財防災対策を実施する ・防災設備の整備 ・文化財建造物の耐震診断、耐震対策 ・美術工芸品の転倒防止対策 ・避難計画策定 ・緊急時連絡体制の整備	B	331	○文化財防災対策マニュアルを策定し（連絡体制整備を含む）、所有者等へ周知する	●教育庁、危機管理部、京都市
332	○こころのふるさと京都の文化財保護事業を推進する ・「文化財を守り伝える京都府基金」への寄付金や「緑と文化の基金」等を活用した未指定文化財等の保護、修理、防災対策への補助 ・補助対象の拡大を文化財所有者へ周知する	B	335	○こころのふるさと京都の文化財保護事業を推進する 「文化財を守り伝える京都府基金」への寄付金や「緑と文化の基金」等を活用し、未指定文化財の保護、修理、防災対策への補助	●文化スポーツ部

A 38 新規  
B 132 充実  
C 75 継続  
D 87 定着  
E 21 完了  
F 3 終了  
356